

港湾運送関係の事業主の皆さまへ

## 「港湾労働者証」交付手続きの一部が変更されます

### 変更点

**平成28年10月1日から**  
**従業員規模501人以上の企業において**  
**「港湾労働者雇用届」提出の際に、**  
**届出対象の労働者の1週間の所定労働時間および**  
**1か月の所定労働日数の確認が必要になります。**

(従業員規模501人以上の企業のみ)

**所定労働時間などを確認できる**  
**雇用契約書等の書類をご提示ください！**

**※従業員規模500人以下の企業は対象になりません。**

「港湾労働者証」は、社会保険の3保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入の有無を、「港湾労働者雇用届」提出の際に確認させていただいており、所定労働時間および所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の方が交付対象となっていました。平成28年10月1日から、従業員規模501人以上の企業において、社会保険の適用対象が短時間労働者にも拡大されます。

これらのことから、社会保険の適用対象拡大に伴い、平成28年10月1日以降に「港湾労働者雇用届」を提出する際は、3保険の加入有無の確認のほか、新たに**週の所定労働時間および月の所定労働日数が確認できる書類の提示が必須**になります。

※所定労働時間などが通常の労働者の4分の3未満の労働者については、「港湾労働者証」の交付対象にはなりませんので、ご注意ください。

